

合併公告

令和3年2月1日開催の甲の臨時社員総会および令和3年2月1日開催の乙の臨時社員総会において、甲と乙は合併して、甲は乙の権利義務一切を承継して存続し、乙は解散することを決議いたしましたので、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1か月以内にお申し出ください。

令和3年2月25日

甲 熊本市中央区花畑町1番1号7階

弁護士法人アステル法律事務所

代表社員 下山 和也

乙 熊本県八代市松江城町4番32号2階

弁護士法人雫法律事務所

社員 吉村 洋樹